

ラオスにおける新型コロナウイル対策について

2020年3月17日

One Asia Lawyers ラオス事務所

藪本 雄登

内野 里美

1. ラオスの状況

昨年12月、武漢において新型コロナウイルス感染者が報告されて以降、中国と国境を接するラオスにおいて、これまで約60人弱が新型コロナウイルス感染の疑いで検査を受けましたが、ラオス保健省によると、3月17日の時点では、陽性反応が出た人はおらず、国内の感染はゼロと報告されています。



世界保健機関（WHO）の事務局長は、「各国が封じ込めなどの施策を迅速かつ効果的に行えば、ウイルスを撲滅できる」「国ごとに独自のアプローチが必要だが、まずは封じ込めから始めなくてはならない」と話していますが、ラオス国内においては、不特定多数の人が集まるようなイベントは政府より中止又は延期の通知が出されており、3月22日から4月1日までシェンクワン県で開催される予定だったラオスの国体も延期となりました。また、4月中旬のラオス正月に関連した祭事への自粛要請が出されています。

2. 最新の通知

3月16日付で「COVID-19 対策強化に関する COVID-19 対策委員会告示（No. 012）」が発出されており、以下のとおり、感染者が出ている国からのラオスへの渡航者に対する入国情報の措置が日々厳しくなっています。

症状あり	指定病院へ※ ¹	Isolation	指定病院の隔離病棟へ入院
症状なし	感染者が100人以上出ている国からの渡航者※ ²	Self Quarantine (14日間)	ラオス入国情報後、宿泊場所以外での活動は制限され、毎日疑似症がないか自己観察を行い、頻回に手洗いをし、咳くしゃみ等のエチケットを厳守すること。宿泊場所にのみ滞在し、他人との接触を避けること。家族などが食事を調達すること。
	感染者が出ていない国からの渡航者	Self Monitoring (14日間)	ラオス入国情報後、自己健康観察期間（毎日検温する）として、外出は許容範囲だが、人込みは避けること、外出時はマスク着用するなど、基本的なエチケットは守ること。

※¹ 首都ビエンチャン：ミッタバープ病院、マホソット病院、セタティラート病院、103中央軍病院および各県の県病院

※² 感染者が3名以下で、ラオスと国境を共有していない県及び共有している県からの渡航者は、Self Monitoring の対象となります。

※ ヴィエンチャンにおいては、103病院および150床病院（ミッタバープ病院）で検査が可能となっています。感染症の疑似症と診断された患者に対しては、無料で検査を受けることができますが、感染者が出ている国からラオスへ入国したすべての人に対して、無料でウイルス検査を実施しているわけではありませんので、ご注意ください。

3. ラオスへの入国

冒頭でも述べましたが、現時点においては、ラオス国内では、感染者は出でていないため、ラオス政府は感染者を国内からだ出さないようにするために、先手を打つための対応に必死になっています。

空路においては、現在、7か国からラオスへ直行便が飛んでいますが、ラオスへ出発する前に、パイロットも含めた全乗組員及び乗客に対して検温することを指示しており、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症が疑われる症状の人は、搭乗することはできず、その国で治療をするように外国の航空会社に対して通知を出しています。

陸路に関しては、中国との国境に加えて、ベトナム、タイと国境を接している県から一時閉鎖の通達も発出されています。

ラオスの医療水準を考えると、重症化した患者が多く出てしまった場合、ラオス国内ではこのような患者を十分に治療することができる医療機関が少ないことを危惧して、早めに水際での対策を講じていると思われます。

以上

「One Asia Lawyers」は、日本及び ASEAN 各国+南アジアの法に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN+南アジア法務特化型の法律事務所です。

当事務所メンバーは、日本および ASEAN 各国+南アジアの法律実務に精通した専門家で構成されています。日本および ASEAN 各国+南アジアにオフィス・メンバーファームを構えることにより、日本を含めた各オフィスから ASEAN 各国+南アジアの法律を一括して提供できる体制を整えることに注力しております。本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal (藪本雄登)

satomi.uchino@oneasia.legal (内野里美)